

6. 團結の自由を妨害する雇主の行為を犯罪行為として規定すること
7. 團統を破る裏切者に対し民事上の責任を科す事
8. 軍人、軍屬及頭腦労働者に對し筋肉労働者と同様の團結権を認むること
9. 組合會議の決議の取消、規約の変更、組合の解散その他一切の処分を必ず労働裁判所の判決に依らしむること
- 三、健康保険法に對する改正意見
1. 被保険者の範圍を工場法及鉱業法適用外の労働者、小作人及俸給生活者に拡張すること
2. 国庫負担金の増額
3. 資本家の負担金百分の一を増額し公傷病を重視すること
4. 健康保険署及保険組合に直營の診療所を設置すること
5. 日本医師会と政府との團体的契約の廃止

6. 7. 8. 9. 10. 11.

医業分業の實行  
 社会保険の完成  
 保険組合の保険組合管理  
 給付の額を定額式とする事  
 保険料拂戻しの請求権を認める事  
 保険組合員綜合的健康保険組合の設立を自由に  
 すること

四、小作  
 法制定

1. 小作の權利を永小作權とすること
2. 小作期間は最低三ヶ年とする事
3. 小作の權利は地主の變更あるも其効力を採擧すること
4. 小作料の最高限度を定むること
5. 小作料不納による小作契約の解除は必ず五ヶ年滞納を條件とする事
6. 小作爭議による小作米不納は之を滞納と看做さる事

耕地転入禁止の敷地分を農村に禁止すること